

欧州委員会、コンピュータ関連発明に係る特許適格性の
欧米比較に関する報告書を公表

2017年1月12日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、1月9日、コンピュータ関連発明に係る特許適格性の欧米比較に関する報告書を公表した。

欧州委員会のニュースリリースによれば、ソフトウェアは欧州経済がグローバル規模で競争に勝ち抜くための戦略ツールであるところ、欧州におけるソフトウェアの特許適格性や、米国が欧州と比べてソフトウェア特許の取得及び権利行使が容易なのか否かについて理解を深めるため、本報告書が取りまとめられたところである。

本報告書によれば、コンピュータ関連発明の特許適格性の判断につき、欧州では近年大きな変更は見られない一方、米国では、2014年の米国最高裁アリス判決¹（以下、アリス最高裁判決）を受けて、特許適格性の判断に大きな変化が生じ、コンピュータ関連発明について特許を取得及び権利行使することがより困難となったとしている。

具体的には、本報告書によれば、欧州では、これまで欧州特許庁（EPO）の審決に基づいてコンピュータ関連発明の特許適格性の判断法が構築されてきた。これによれば、請求項に記載されたものが発明として特許適格性の要件を満たすためには、ソフトウェア及びハードウェアの通常の相互作用以上の技術的効果・貢献が必要とされるが、この判断法について近年大きな変更はないとされる。なお、特許適格性の要件である技術的効果・貢献の判断基準（しきい値）は比較的低いとされるものの、進歩性の判断においては、請求項に記載された要素のうち技術的特徴を有するものだけが進歩性の判断について考慮されることとなる。したがって、欧州では、特許適格性の判断と進歩性の判断が完全に独立しているわけではないとしている。

他方、本報告書によれば、米国では、コンピュータ関連分野における特許適格性の判断について、これまで大きく揺れ動いてきた。具体的には、1981年に米国最高裁がコンピュータ関連発明についても特許付与可能であることを示したが²、その後米国特許商標庁（USPTO）が積極的に数多くのコンピュータ関連発明特許を付与するといった流れは見ら

¹ 2014年6月の米国連邦最高裁判所判決（Alice Corporation 対 CLS Bank International 事件）（Alice Corp. v. CLS Bank International, 134 S. Ct. 2347（2014））では、仲介機関を用いる取引の決済方法に関する特許（アリス社が権利者）について、その特許適格性を否定した。ジェトロ・ニューヨークの特許ニュースを参照：[「米連邦最高裁 Alice 社のビジネス方法特許の適格性について判決を下す」](#)

² Diamond v. Diehr, 450 U.S. 175（1981）

れなかったものの、1998年のステート・ストリート・バンク連邦控訴審判決³により特許適格性の判断基準（しきい値）が下がったことにより、ビジネス方法関連発明を含めたコンピュータ関連発明の特許が増加していくこととなった。しかしながら、アリス最高裁判決を含めた近年の米国連邦最高裁判決を受けて、コンピュータ関連発明の特許適格性の判断基準（しきい値）が顕著に増加し、コンピュータ関連発明について特許を取得及び権利行使することがより困難となったとしている。

また、本報告書では、クラウド・コンピューティングに係る特許についても研究しているところ、クラウド・コンピューティング分野では、①欧州では米国に比べて特許出願件数が少ないこと、②欧州で特許出願がされたとしても米国に比べて欧州ではしばしば特許が付与されないこと、③米国では特許有効性の争いとして特許付与後レビューが頻繁に利用されるとともに、特に、アリス最高裁判決に基づく特許適格性の争いが当該分野では増加していること等が示されている。

なお、本報告書によれば、欧州では、米国と異なり、いわゆる特許トロール活動が深刻な懸念とはなっていないものの、仮に欧州統一特許裁判所制度が施行された場合には、欧州における特許の価値が増大するとともに権利行使のコストが下がるため、この状況は変わり得るとしている。

－ 欧州委員会のニュースリリースは、以下参照 －

[Report on the trends and current practices in the area of patentability of computer implemented inventions within the EU and the US](#)

(以上)

³ State Street Bank & Trust v. Signature Financial Group, 149 F.3d 1368 (Fed. Cir. 1998)